

○流水の正常な機能の維持（不特定容量）の費用は、誰が負担するべき費用か。

### 流水の正常な機能の維持（不特定容量）の費用負担者

既得の水利用者に対してダム建設等が不利益とならないように、ダム建設時に既得水利用者のための容量を確保してきた。それを不特定容量という。既得水利用者といえども、ダム依存者には適用されないのが一般。

↓

現在では、環境用水（流水の正常な機能の維持）の性格を持つようになった。河川整備計画で環境側面が前面に。

↓

設案ダムの不特定容量の説明はもっぱら環境用水。

### ダムは環境改善に役立つか？

不特定容量は既得水利用者が一般に負担能力を持たないことを前提に、国の負担が7割と高い。しかも残りの3割は県の一般会計で処理されることから、受益者の負担が全くない。従って、最も公共的な財政処置が行われていることから、道徳・倫理的にほとんどの人々の合意が得られることが前提である。

設案ダムの場合

- ① 設定された不特定容量がこれまでの豊川水系の水資源開発によって発生した被害である限り、本来、「原因者負担原則」が適用されるべきではないのか。
- ② これまでのダム開発がこのような大きな不利益をもたらしたとするならば、設案ダムによる環境コストはどのように考えるべきか。
- ③ 環境改善を目的としたダム開発はそもそも矛盾していないか。

25

不特定容量6,000万m<sup>3</sup>の費用 = 1,221億円  
(治水費用をダム容量で比例配分した場合)

参考: 洪水調節1,900万m<sup>3</sup> = 387億円

\* ダムの建設目的が危うくなると、以下の順番でダム目的の変更が行われがち。

工業用水 ⇨ 水道用水 ⇨ 治水(洪水防御、不特定容量)

工業用水は特定水利用者の合意を得にくい。  
水道用水も財政事情が苦しくなると返上される。  
治水は国費7割、県の一般会計3割で、多くの人の合意が得られやすい。  
このような説明が成り立つこと自体、問題と考える。

不特定容量の費用負担者は国民全体、残り3割は愛知県民。

